

令和5年2月24日
学 務 課

区立河口湖林間学園使用にかかる山梨県との協定の締結について

1 趣旨

富士山噴火時または噴火が発生すると予想される場合に、山梨県（以下、「県」という。）が現地対策拠点として区立河口湖林間学園を使用すること、及び施設使用中の世田谷区（以下、「区」という。）の生徒等が安全に帰宅できるよう県が区を支援することについて、県と協定を締結する。

2 経緯

- 令和3年3月 富士山火山防災対策協議会※が富士山ハザードマップを改定
県の富士吉田合同庁舎が早期に被災する可能性あることが判明
- 5月 富士吉田合同庁舎代替の現地対策拠点候補地として、県防災局職員が
河口湖林間学園を視察
- 7月 県防災局職員が区役所来庁し、噴火災害時の施設使用について打診あり
- 令和4年1月 県防災局職員が区役所来庁し、他に候補地なく是非協力してほしいとの
申し出あり
施設使用について協議を進めること区から回答
- 5月 県防災局職員が区役所来庁し、年度内に協定締結に向け調整することを
確認

※ 活動火山対策特別措置法による法定協議会（構成員：山梨、静岡、神奈川各県知事、関係市町村長、各県警本部長、関係消防本部消防長、陸上自衛隊第1師団長、火山専門家、国土交通省、気象庁、内閣府、環境省、林野庁、ライフライン関係事業者）富士山の火山災害に対する防災体制の構築推進と地域住民等の防災意識の向上に資することを目的とする。

3 内容

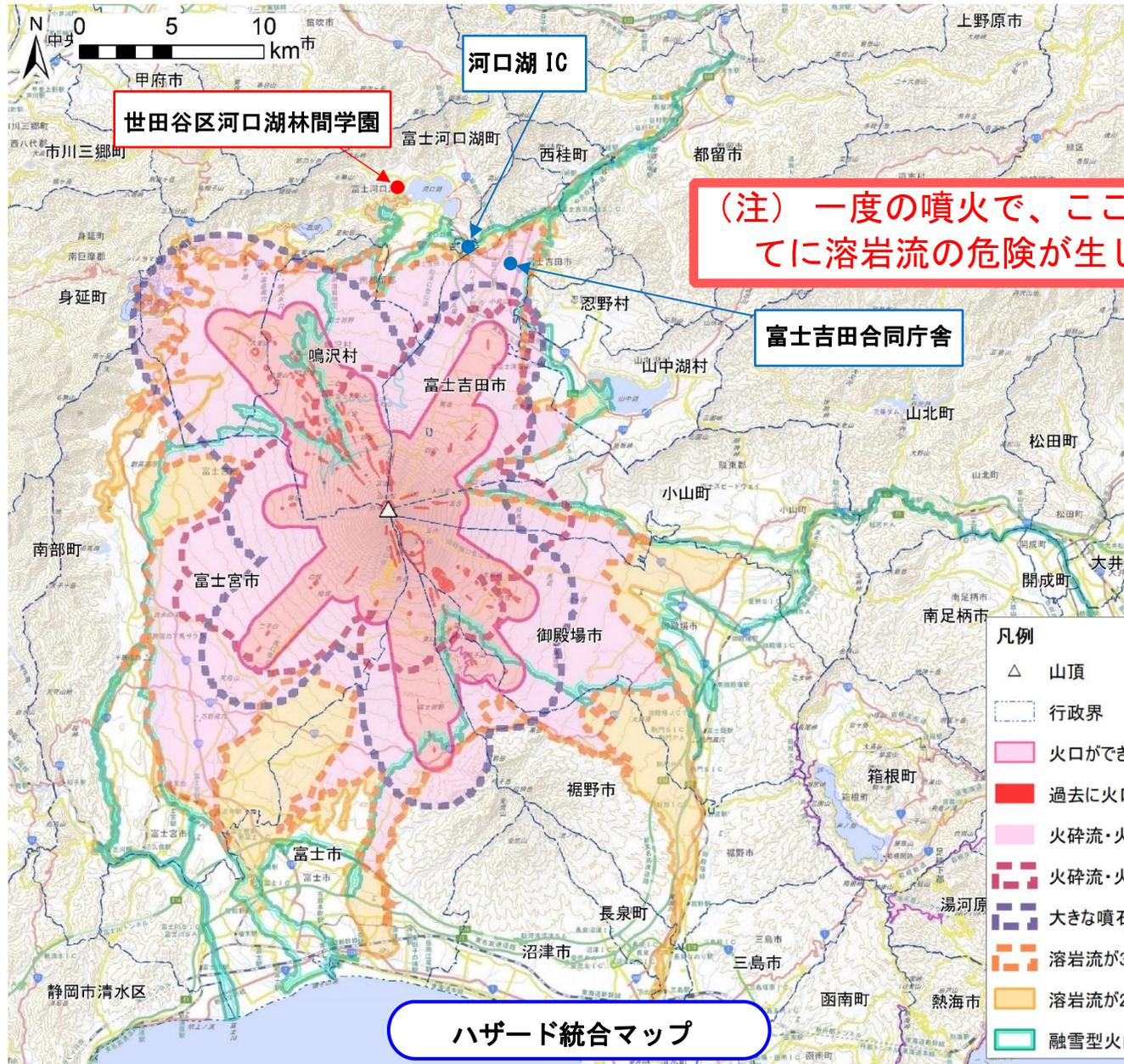
富士山噴火時または噴火が発生すると予想される場合に、県と区が以下のことを協力して行う。

- (1) 県が現地対策拠点として河口湖林間学園を使用する。
- (2) 河口湖林間学園を使用中の生徒等が安全に帰宅できるよう県が区を支援する。

4 スケジュール

令和5年3月28日 （仮称）「富士山噴火時等における現地対策拠点としての施設使用等に関する協定」締結式の実施

- 富士山の噴火によって影響を受ける範囲をまとめたものが「**ハザード統合マップ**」になります。
- 市町村は、この全ての範囲に避難を呼びかけるのではなく、噴火の状況や火山専門家からの助言などを参考に避難する範囲を設定します。



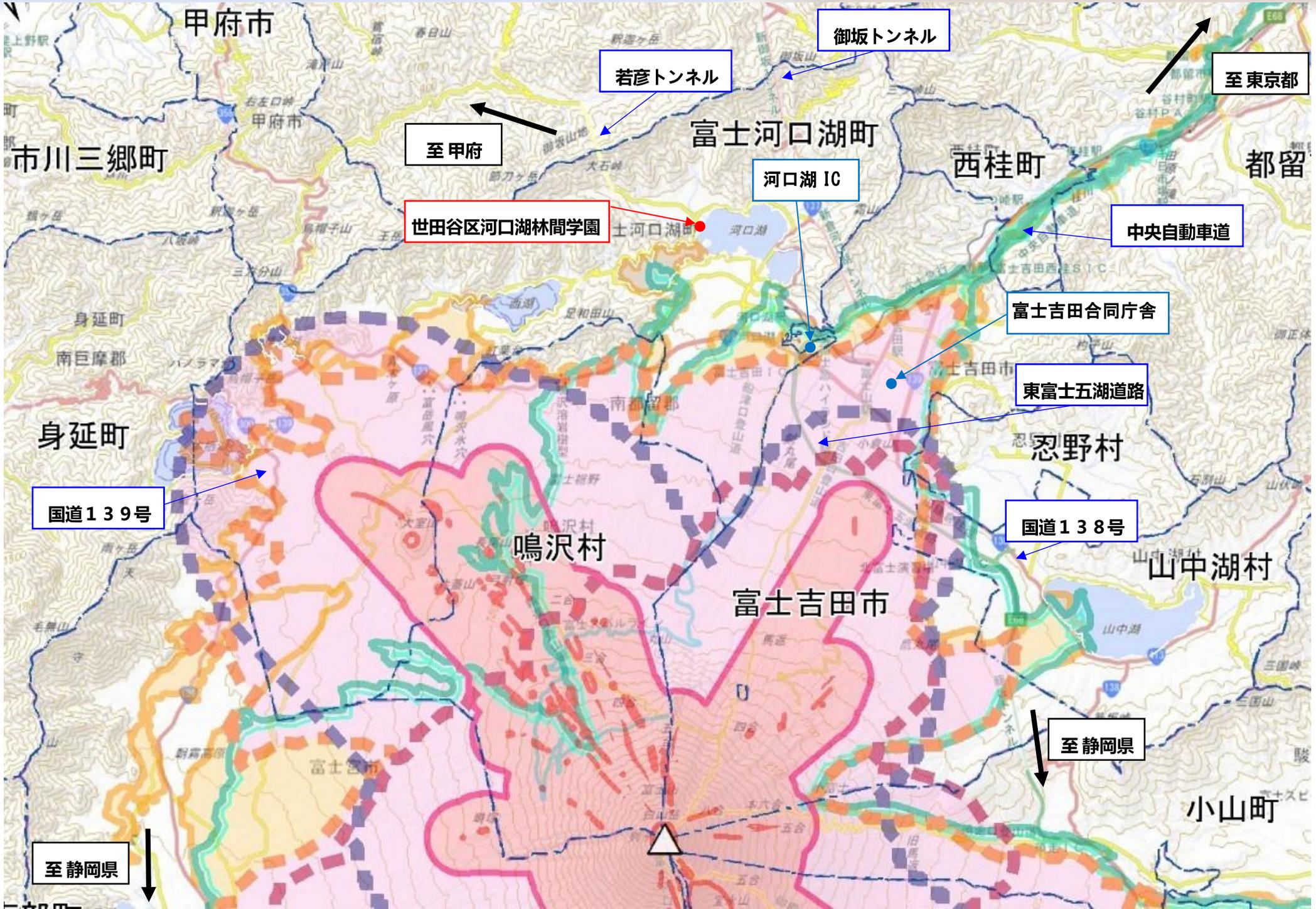
(注) 一度の噴火で、ここに塗られた範囲の全てに溶岩流の危険が生じるわけではない。

ハザード統合マップ

- 凡例
- △ 山頂
 - 行政界
 - 火口ができる可能性の高い範囲
 - 過去に火口ができた地点
 - 火砕流・火砕サージ、大きな噴石、溶岩流3時間統合範囲
 - 火砕流・火砕サージが到達する可能性のある範囲
 - 大きな噴石が到達する可能性のある範囲
 - 溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲
 - 溶岩流が24時間で到達する可能性のある範囲
 - 融雪型火山泥流が到達する可能性のある範囲

富士山噴火災害に対する現地対策拠点に係る説明資料

山梨県



(案)

(仮称) 富士山噴火時等における現地対策拠点としての施設使用に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、富士山の噴火時又は噴火が発生すると予想される場合（以下「緊急時」という）における現地対策拠点としての世田谷区立河口湖林間学園（以下「施設」という。）の使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

この協定は、甲が乙の管理する施設を緊急時に現地対策拠点として使用すること及び甲が施設使用中の生徒等を、緊急時に安全に帰宅させるための支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(連携内容)

第1条 甲は、緊急時に施設を現地対策拠点として使用する。

2 甲は、緊急時に乙に富士山火山に関する情報を提供し、また、施設使用中の生徒等がいる場合、安全に帰宅させるための支援を行う。

(施設の使用)

第2条 甲は、緊急時に現地対策拠点を設置する必要がある場合、乙に対して施設の使用について要請する。

2 乙は、前項の要請を受け、施設の使用を許可するものとする。

3 乙は、直ちに施設の使用を許可することが困難である場合、使用許可の見込みについて、甲に伝えるものとする。

(連絡責任者の設置及び連絡会議の開催)

第3条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置き、必要に応じて連絡会議を開催し、富士山火山に関する情報共有やこの協定の実施にかかる事項についての協議を行うものとする。

(防災訓練の実施)

第4条 甲及び乙は、この協定書に基づく内容が緊急時に円滑に進められるよう、必要に応じて防災訓練を実施する。

(現地対策拠点設置時の施設管理)

第5条 現地対策拠点設置時の施設の管理運営は、甲の責任において行い、施設の維持管理には十分留意するものとする。

2 現地対策拠点の管理運営について、乙はできる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲が行う現地対策拠点の施設の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

(施設使用の終了)

第7条 甲は、現地対策拠点としての施設使用を終了する場合は、乙に現地対策拠点の使用終了を文書にて提出するとともに、その施設を原状に復し、確認を受けた後、乙に返還する。ただし、天災などの不可抗力により、甲の責によらない建物の破損について、甲は責任を負うものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による協定の解除又は変更の申出がない場合は、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に係る疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区長

(案)

(仮称) 富士山噴火時等における現地対策拠点としての施設使用に関する協定実施細目

山梨県（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、「富士山噴火時等における現地対策拠点としての施設使用に関する協定書」（以下「協定」という。）第8条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

(支援の内容)

第1条 協定第1条第2項の規定する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、施設使用中の生徒等の安全が確保されるまで、富士山火山に関する情報を乙に提供する。
- (2) 施設使用中の乙の生徒等が帰宅する際、交通状況等により帰宅が困難である場合は、甲は、必要に応じて宿泊施設等滞在先の調整を行い、生徒等が安全に滞在先へ移動し、その後、帰宅できるよう支援する。

(連絡責任者)

第2条 協定第3条に規定する連絡責任者の甲、乙それぞれの所在は、次のとおりとする。

甲 防災局防災危機管理課火山防災対策室

乙 世田谷区教育委員会事務局 学務課

ただし、組織改正が行われた場合は、河口湖林間学園を所管する担当課

(費用負担)

第3条 協定第6条に規定する現地対策拠点の施設の管理運営に係る費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙が委託契約で使用する物品等を甲が使用した場合の相当代金
- (2) 現地対策拠点の設置期間に係る光熱水費・電話料金相当額
- (3) 世田谷区行政財産使用料条例に基づく施設の使用料（世田谷区と共催して実施する防災訓練時を除く。）
- (4) 甲が施設を現地対策拠点として使用するための事前準備として、電話通信設備等を設置する場合、その設置、管理運営及び撤去にあたる経費
- (5) その他、現地対策拠点設置により生じた経費のうち、甲と乙が協議の上、決定した費用

(請求及び支払い)

第4条 協定第6条に規定する現地対策拠点の施設の管理運営に係る費用の請求及び支払いは、次のとおりとする。

- (1) 乙は前条に定めた費用が確定した後、費用の内訳を明記した書面により甲に請求

するものとする。

(2) 甲は請求書を受理した時は、乙が指定する期間までに支払う。

(3) 請求内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

(原状回復)

第5条 協定第7条に規定する原状については、次のとおりとする。

ここでいう原状とは、当該施設が区の通常の管理下にある状況において噴火が発生した際に当然見込まれる被害の程度を考慮した状態を言う。

この実施細目の締結を証するため、本実施細目2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区長